茨城工業高等専門学校懲戒·訓告等審査委員会規則

平成 16 年 4月1日 制 定

(設置)

- 第1条 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、懲戒処分及び訓告等に関する審査を行うため、懲戒・訓告等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)
- 第1条の2 委員会は、公正かつ中立な立場で、次のことを行う。
 - (1) 非違行為の存否及び内容を調査すること。
 - (2) 処分量定を審査すること。
 - (3) その他懲戒処分及び訓告等を行う上で必要な事項の審査等を行うこと。 (組織)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
 - (2) 副校長(専攻科長)、副校長(地域連携・評価)及び副校長(総務)
 - (3) 事務部長
 - (4) 審査を受ける教職員の所属する各系・部 (課) 等の長
 - (5) 校長が特に必要と認めた者
- 2 前項の委員に、審査を受ける事案に関係のある者が含まれる場合は、その者は構成員から除くものとする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、副校長(総務)をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (委員以外の者の出席)
- **第4条** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴くことができる。

(審査説明書の交付)

第5条 委員会は、第1条の2の審査を行うに当たっては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則(機構規則第30号)第5条及び第18条の規定に基づき、審査を受ける教職員(以下「請求者」という。)に審査の事由を記載した説明書(以下「審査説明書」という。)(別紙様式第1)を交付しなければならない。

(弁明の請求)

- 第6条 請求者が弁明の機会を与えられることを請求するときは、前条の審査説明書を受領した日の翌日から起算して7日以内に請求の理由を記載した書面(以下「弁明請求書」という。)(別紙様式第2)により委員会へ請求をしなければならない。
- 2 請求者が参考人(当該事実に直接関係した者又は当該事実を説明することができる者とする。) を希望するときは、その者の氏名、参考人を必要とする理由等を記載した参考人希望理由書(別 紙様式第3)を併せて提出するものとする。
- 3 請求者は、第1項に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、書面をもって委員会に申し 出なければならない。

(請求者への通知)

- 第7条 委員会は、弁明請求書を受理したときは、次の各号に掲げるもののうち必要と認める事項を決定し、次条第1項に定める口頭弁明の日又は弁明書提出期限の7日前までに請求者に通知しなければならない。
 - (1) 口頭弁明の場合は、陳述要旨の提出期限、出頭の日時、場所及び弁明時間
 - (2) 書面弁明の場合は、弁明書の提出期限及び字数の範囲
 - (3) 参考人の採否
 - (4) その他必要と認める事項

(弁明)

- **第8条** 請求者は、口頭弁明の機会が与えられたときは委員会が定める日時及び場所に出頭し弁明 するものとし、書面弁明の機会が与えられたときは委員会が定める日までに弁明書を委員会に提出しなければならない。
- 2 弁明書の補充、訂正又は変更は、書面によらなければならない。
- 3 請求者が、正当な理由なく前項の日時に出頭せず、又は前項の日までに弁明書を提出しなかったときには、弁明の請求を取り下げたものとみなす。
- 4 請求者は、病気その他やむをえない理由で第1項の日までに出頭、又は弁明書を提出することができないときには、その理由を証明する書類を添付して理由書を提出しなければならない。 (弁明請求の取下げ)
- **第9条** 請求者は、第7条の通知により指定した口頭弁明の日時又は弁明書の提出期限までに弁明 請求を取り下げることができる。
- 2 前項の取下げは、書面をもって委員会に申し出なければならない。 (審査結果の報告)
- 第10条 委員会は、審査結果を、請求者及び参考人の弁明、関係書類その他の事実及び資料を付して校長に報告しなければならない。この場合において、委員会の構成員の少数意見を付記することができる。
- 2 審査結果の報告は、懲戒に該当すると判断したときはその種類について、訓告等に該当すると 判断したときは訓告又は厳重注意の別についてそれぞれ報告するものとする。

(審査の非公開)

第11条 委員会における審査は、公開しないものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、総務課において処理する。

雑則

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校教員の分限及び懲戒の審査に関する規則(平成 14 年 9 月 18 日制定) は、廃止する。
- 3 茨城工業高等専門学校職員の訓告に関する規則(平成14年9月18日制定)は、廃止する。

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年2月14日から施行する。

審査説明書

(氏 名)	(所属)	
(職 名)	(職務の級)	
(審査の理由)		
茨城工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会は、あなたが上記の理由により処分等に該当するものと思料されるので、茨城工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会規則第5条の規定により審査することに決定しました。 よって、この審査説明書を交付します。		
茨城工業高等専門学 副校長(総務)	学校懲戒・訓告等審査委員会委員長 印	
(決定した日) 平成 年 月 日	(交付した日) 平成 年 月 日	

(教示)

この審査説明書を受領した日の翌日から起算して7日以内に茨城工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会に対して請求した場合には、口頭又は書面で弁明することができます。(茨城工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会規則第6条の規定による。)

弁 明 請 求 書

(氏 名)			(職 名)	
(請求の理由)				
(弁明の方法)	口頭弁明書面弁明	を希望します。		
(参考人の要否)	参考人を	希望します。 希望しません。		
上記のとおり弁明する機会を請求します。 茨城工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会委員長 副校長(総務) 殿				
平成	年月	日 請求者 職名 氏名		印

- (注) 1. (弁明の方法) 及び(参考人の要否) は、不要のものを消してください。
 - 2.この弁明請求書には、あなたが必要と認める資料を添付することができます。
 - 3.参考人を希望する場合は、別紙様式第3を併せて提出してください。

参考人希望理由書

(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
 (参考人を必要とする理由)	
(参与八を必安とする理由)	
(参考人の弁明の要旨)	